

公益財団法人あいである 令和6年度「実家便」事業Q&A

NO.	内容	質問	回答
1	応募	締切日はいつですか？	4月30日(火)ですが、先着順で受け付けますので、定数になり次第締め切りホームページに掲出いたします。
2		申請書はメールで送っても良いですか？	公印を捺印後、PDFにした申請書をメールに添付して送ってください。公印捺印のない申請書は受け付けません。
3		申請書はFAXで送っても良いですか？	公印を捺印後、原本を郵送またはメール添付で送ってください。FAXでは受け付けません。
4	支援対象者	施設退所後に家庭での生活を始めている子	自活している子どもが対象ですので、支援の対象ではありません。
5		施設が設立したグループホームで生活している子	自活している子どもが対象であり、ホーム運営者による見守りがあると考え、支援の対象ではありません。
6		児童養護施設で措置延長をしている子	自活している子どもが対象ですので、支援の対象ではありません。
7		自立援助ホームで生活している子	社会福祉施設で生活している子どもは、支援の対象ではありません。
8		誰かと同居している子	父親か母親と同居している子（家庭復帰）は、支援の対象ではありません。祖父母、兄弟姉妹、友人との同居は支援対象となります。
9		児童養護施設を退所してから2年が過ぎている子	令和2年4月以降に退所した子どもであれば、支援の対象です。実家便の発送回数は少なくなります。
10		退所して一度家庭復帰をしたが、不調和により自活を始めた子	令和2年4月以降に退所した子どもであれば、支援の対象です。実家便の発送回数は少なくなります。
11		支援の途中で連絡が途絶えたが、再度連絡が取れるようになった子	令和2年4月以降に退所した子どもであれば、支援の対象です。実家便の発送回数は少なくなります。
12	申請人数	1施設何人まで申請できますか？	令和2年4月以降に退所した子どもであれば、何人でも申請できます。
13	実家便の送付	個人情報取り扱いの観点から子どもの住所を教えられない。施設が実家便を預かり、施設から発送はできますか？	可能です。 ただし、子どもの氏名および生活状況に関する連絡票と、実家便送付後に報告書のご提出をお願いします。
14		配送費は無償ですか？	無償です（あいであるが負担します）。転送や返送にならないように、事前の住所確認、不在連絡票の対応方法伝達を徹底してください。クロネコメンバーズに登録している子どもは登録情報（特に住所）に誤りがないか確認を依頼してください。
15		子どもに直送した場合で、本人が受け取れなかった場合はどうなりますか？	施設へ無償で転送しますので、支援者と連絡を取っていただき、施設からお送りください。転送とならないよう、事前の住所確認、不在連絡票の対応方法伝達を徹底してください。クロネコメンバーズに登録している子どもは登録情報（特に住所）に誤りがないか確認を依頼してください。
16		転送費用は無償ですか？	施設に転送する場合は無償ですが、受取人である子どもが転送を依頼する場合は有償となります。（例：転居したので新住所に。しばらく帰宅しないので友人宅へ等）
17		2回目以降の発送については、自動的に送られますか？	発送の準備の段階で、財団から施設に、発送の要・不要、子どもの住所に変更がないかなど確認いたします。子どもと連絡を取り住所に変わりがないかを確認してください。発送予定日をお伝えいただくと、子どもの在宅状況を聞ききっかけにもなります。

公益財団法人あいである 令和6年度「実家便」事業Q&A

NO.	内容	質問	回答
18	実家便の内容	どんなものが送られますか？	常温保存の食品中心です。生活用品を入れる場合もあります。初回の送付は、防災用品と保存のきく食品です。
19		内容物は指定できますか？	内容物に対する個別対応はしていません。
20		食物アレルギーを持っている子どもも同じ物が送られますか？	食物アレルギーへの個別対応は行っていません。施設側で子どもへの注意喚起、指導をお願いします。
21	施設の義務	施設の費用負担はありますか？	実家便は無償です。書類や同封メッセージをあいであるへ送るときの郵送料、実家便を施設から送るときの配送費はご負担ください。
22		子ども達に対して、しなくてはいけないことはありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・実家便の説明と、受け取る意思があるかの確認 ・実家便送付の連絡または、到着の確認 ・生活状況（住所等）に変化がないかの確認
23		施設での作業は、何がありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書、誓約書、連絡票の提出（初回のみ） ・子どもの住所等変更ないかの確認（2回目以降毎回） ・実家便に同封する子どもへの手紙の作成（毎回） ・実家便送付後の報告書提出（毎回）